

法令及び判例ニュース
(N.º 11-09)

A.) - 法令

特別年金の支給向け労災納入金

従来、INSS は企業の給料総額に対し、業務のリスク内容に従い、3 分類し(Risco Greve - 3%, Médio - 2% e Leve - 1%)特別年金向け(Aposentadoria Especial) 納入金を徴収していたが、行政令(Decreto n.º 6957, 9-9-09)により労災防止係数(FAP - Fator Acidentário de Prevenção)を新に導入した。

FAP の適用により、各企業が支払う納入金増額の具体的な計算は試算できないが、INSS の慢性赤字状況から、企業納入金の増額が心配される。

B.) - 判例:

1.- 会社役員と労働法

会社と会社の経営管理者(Administrador 以下役員と呼ぶ)との役務契約書が終了した際に、前役員は会社の定款で指名された役員であったが、社長からの命令に従い仕事をしており、経営管理の権限もなく、事実は他の社員と全く内容が変わらない点から、労働法の権利、休暇、13 月給与、退職金等の支払い請求するケースがある。

会社役員へは、2002 年の新民法により、有限会社法〔第 1052 条から 1087 条〕が改正され、出資者以外の自然人でも、ブラジルに居住する者であれば定款に従い、会社役員へ就任出来るようになった。(第 1061 条)

しかし、民法改正前は、当地で採用した社員を役員へ指名する際には、会社の出資者として、大株主から出資持分の一部を無償で受け取り、出資者となり会社役員へ就任していた。

勿論、会社と役員は就任前に役務契約書を締結し、会社法に従う役員への指名と、役員報酬、休暇、ボーナス支給、待遇等、更に役員は大株主の指示に従い、会社の経営管理へ専任する条件等が明記している。

契約書終了の際、会社は契約書の条件に従い、月報酬額の約10倍の特別賞与を支払い、当人と本契約書に関する各当事者の債権債務は全て清算され、今後如何なる名目での権利と請求権が無い内容の合意書を取交わしていた。

しかし、契約終了から数ヵ月後、前役員は雇用関係の認定と労働法に基づき、予告通知(Aviso Prévio)、休暇、休暇手当金、13月給与、退職金の支払いと、社長から受けた精神的迫害に対する賠償金(Indenização por danos morais)の支払い請求を目的とした労働裁判を申請した。

労働裁判所の第一審は原告が主張する、雇用関係は労働訴訟へ提示された証拠書類と証人の証言(Depoimentos de Testemunhas)から、会社と会社役員の関係であり、雇用関係は無かった、更に精神的迫害の賠償金の請求も、原告当人の供述により、精神的迫害も無かった内容から否定の判決が下された。

サンパウロ地域裁判所(TRT da 2ª Região)の第2審判決は、上訴申請内容を審査し、原告が主張する関係は会社株主〔出資者〕と役員の関係であり、会社と前役員との関係は雇用関係であったことを裏付ける証拠書類の提出も無く、雇用関係の立証が出来ていないと判断し、上訴を却下した。

このような問題をさける為、社員又は社外から役員職へ就任させる際は、十分な事前検討と会社と当人の間で役務提供契約書を締結することをリコメンドする。

2.- 食品の賞味期間に対するメーカー (fabricante) の責任

高等裁判所第3班は乳児向け賞味期間の過ぎた食品の責任について、賞味期限切れの食品を販売した商店の責任だけでなく、製産元であるメーカー (Unilever Bestfoods Brasil Ltda.) に責任がる判決を下した。(RESP.980860)

